

令和5年度 第1回 東串良町複合施設建設検討委員会

日時 令和5年8月10日（木）13時30分～

場所 東串良町役場 防災庁舎2階 対策本部室

会 次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 委員・職員紹介

5 委員長及び副委員長の選任

6 諮問

7 協議

(1) 検討委員会の運営指針について

(2) 検討委員会の概要について

(3) 今後の進め方について

8 その他

9 閉会

**令和5年度 第1回
東串良町複合施設建設検討委員会**

職	氏名	団体名等	備考
委員	柴田 晃宏	鹿児島大学 学術研究院理工学域工学専攻 建築学プログラム	教授
委員	村山 博隆	東串良町商工会	会長
委員	柳井谷 浩文	東串良漁業協同組合	参事
委員	清瀧 逸子	東串良町老人クラブ連合会	副会長（女性委員長）
委員	新福 峰子	東串良町民生委員協議会	女性部長
委員	甫村 美保子	東串良町生活研究グループ連絡協議会	会長
委員	野口 美保	東串良町ツーリズム協議会	会長
委員	若松 優子	東串良町文化協会	副会長
委員	重 俊一	社会福祉法人東串良町社会福祉協議会	会長
委員	中久保 奈穂子	P T A 連絡協議会	副会長
委員	末村 玲子	男女共同参画推進懇話会	会長
委員	宮野 育子	町内児童福祉施設	児童福祉施設代表
委員	吉田 勝海	教育委員会	職務代理者
委員	立迫 尚輝	東串良町青年団	団長
委員	丸山 誠志郎	自立支援センターおおすみ	障害福祉施設代表
委員	尾方 広之	町民代表	公募
委員	上園 智子	町民代表	公募

事務局	中島 孝一	企画課	課長
事務局	畠中 輝久	企画課	課長補佐
事務局	高野 竜一	企画課	係長

【委員】 男性 8 名 女性 9 名 計 17 名

(1) 検討委員会の運営指針について

東串良町複合施設建設検討委員会運営指針（案）

(趣旨)

第1条 東串良町複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(傍聴)

第3条 会議は、傍聴することができるものとする。ただし、会議の秩序維持に大きな支障が生じるおそれがあると委員長が認めるときは、制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、東串良町複合施設建設検討委員会傍聴希望書（様式第1号）に必要事項を記入し、事務局から傍聴章（様式第2号）を受け、これを常時見えるところに表示しなければならない。なお、傍聴を終え退場するときは、傍聴章を事務局に返却するものとする。

3 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて委員長が調整する。

4 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により決定する。

(委員会の出席)

第4条 会議には、委員本人が出席するものとする。

(発言)

第5条 委員は、委員長の許可を得た後に発言するものとする。

(会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 会議の議題

(4) 会議経過の要旨

(5) その他委員長が必要と認めた事項

2 会議録は要点記録とし、発言者の氏名は記載しないものとする。

3 会議録は、次の会議において各委員に配布し、確認後に公開する。

(会議結果等の公表)

第7条 会議録や委員会資料は、企画課と東串良町ホームページにおいて一般の閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料の掲載について十分配慮し、可能な範囲の情報の公表に努めるものとする。

(その他)

第8条 その他、委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、委員長が会議に諮って定めることとする。

附 則

この運営指針は、令和5年8月 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

東串良町複合施設建設検討委員会 傍聴希望書

標記会議の傍聴を希望します。
傍聴にあたり、下記の事項を順守します。

氏 名 _____ :

勤務先（所属団体） _____ :

住 所 _____ :

連絡先（TEL） _____ :

記

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、傍聴章を見える位置に表示してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

様式第2号（第3条関係）

（表）

	東串良町複合施設 建設検討委員会
<h1>傍 聴 章</h1>	
※お帰りの際は事務局へお返してください。	

（裏）

傍聴に際しての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、傍聴章を見える位置に表示してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

(3) 今後の進め方について

1 長期スケジュール（案）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	共用開始
基本構想・基本計画	←→						
基本設計			←→				
実施設計				←→			
建設工事					←→		
複合施設建設検討委員会	←→						
町民説明会、アンケート等	←→						
庁内検討委員会	←→						

一般的に建設事業は、「基本構想 ⇒ 基本計画 ⇒ 基本設計 ⇒ 実施設計 ⇒ 建設工事」の順に進めることになります。

項目	内容
基本構想	<p>将来を展望した複合施設の役割や機能に対して、設計の前提となる基本的な考え方を表すものです。</p> <p>具体的には、複合施設の必要性の合意形成を踏まえて、建設位置、規模、機能、予算（財源）など</p>
基本計画	<p>基本的な考え方（基本構想）を受けて、具体的な課題や条件を整理し、事業全体の方針を検討、確定することにより、建設規模、事業費概算等、事業実施のための設計の指針を表すものです。</p> <p>具体的には、敷地の立地条件、法令上その他諸条件の把握、調査、延床面積、事業費概算の確定、建設スケジュールの作成など</p>
基本設計	<p>基本構想や基本計画で提示された設計の指針を整理したうえで、建物の配置、平面計画、施設として有すべき機能や性能、意匠的デザイン、工事費概算、工事工程計画等を基本設計書としてまとめるものです。</p>
実施設計	<p>基本設計図書に基づいて、詳細な設計を進め、工事契約の締結や工事の実施に必要な実施設計図書を作成するものです。</p>
建設工事	<p>工事</p>

2 複合施設建設の基本構想・基本計画の掲載項目（案）

1	複合施設建設の経緯と必要性	複合施設建設に関するこれまでの経緯や老朽化等の説明
2	複合施設建設の基本的考え方	複合施設建設に対する基本理念及び基本方針など
3	複合施設に導入する（求められる）機能	基本理念等に基づき導入すべき機能
4	複合施設の規模	複合施設の延床面積及び駐車場等を考慮した敷地面積
5	複合施設の構造の検討	安全性や機能性、耐久性、施工性、経済性など多角的な見地からの検討
6	複合施設の位置の選定	複合施設位置の選定に関する経緯や資料
7	事業費の試算及び財源	複合施設の規模及び選定された位置に対する事業費の試算及びその財源
8	建設スケジュール	複合施設建設に関するスケジュール
9	事業手法	事業手法の決定の経緯と資料
10	複合施設の配置計画について	今後の設計業務において様々な工夫や技術提案等を求める際の基礎資料とする

※ 掲載項目・内容は、現時点の予定であり、今後変更となることもあります。

3 具体的なスケジュール（案）

時 期	内 容
令和5年8月	複合施設建設検討委員会（委員18名以内）を設置し、複合施設の建設に向けて、基本構想・基本計画について検討
	複合施設建設庁内検討委員会を設置し、職員アンケート等で既存施設を踏まえた課題・問題点等を抽出し、複合施設に求める設備・機能などを検討
令和5年10～12月	各種条件の整理、既存施設の現状把握、候補地の抽出・情報整理～比較検討・評価・調整
	住民アンケートの実施
令和6年1月	立地場所の最終調整、決定
令和6年1～4月	複合施設の役割、基本的な方向性、必要とされる機能等の整理、財源、事業手法、事業スケジュールの検討
令和6年4月	住民説明会① 複合施設の立地場所及び方向性が決定した時期
令和6年4～8月	ワークショップの実施（2回程度）
	配置する機能、規模、階数、構造等の検討、概算事業費の算出
令和6年8～11月	基本構想・基本計画案の作成、調整、とりまとめ
令和6年10月	住民説明会② 基本計画案作成時
	東串良町複合施設建設基本構想・基本計画に関するパブリックコメントを実施し、住民からの意見を募集する。
令和6年12月	東串良町複合施設建設基本構想・基本計画策定（納品）

スケジュール表 (案)

	令和5年度					令和6年度											
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(1) 業務支援業者選定		業務支援業者選定															
(2) 各種条件の整理		整理															
(3) 既存施設の現状の把握		現状把握															
(4) 施設の立地場所の検討		候補地の抽出、情報整理	立地場所の最終調整、決定	立地場所において必要となる手続き等の整理													
(5) 基本構想の作成			複合施設の役割、基本的な方向性、必要とされる機能等の整理	複合施設の役割、基本的な方向性、必要とされる機能等の検討													
(6) 基本計画の作成									配置する機能、規模、階数、構造等の検討	配置計画(内部、外部)の検討、概算事業費の算出							
(7) 住民意向の把握①/住民アンケート			調査票の作成、調整、調査準備	集計、分析、まとめ													
②住民ワークショップ				発送、回答	企画				準備※参加者募集	ワークショップ①②の開催	結果まとめ						
③住民説明会					資料作成				説明会①の開催					資料作成	説明会②の開催		
④パブリックコメント														資料作成	パブリックコメント		
(8) 建設検討委員会			記録	送付	記録	送付	記録	送付	送付	記録	送付	記録	送付	記録	送付	記録	
(9) 庁内検討委員会			1		2	3	4	5	6	7							
(10) 議会							議会説明										議会報告

(仮称) 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画策定業務委託 仕様書案

1. 業務の名称

(仮称) 東串良町複合施設建設基本構想・基本計画策定業務委託

2. 業務の目的

東串良町（以下、「本町」と言う。）では、昭和 50 年に高齢者福祉センター、昭和 57 年に総合センターを建設し、この 2 箇所を拠点に集会機能、ホール機能、図書機能、福祉機能等の住民サービスを提供している。両施設ともに築後 40 年以上を経過し、老朽化によって建物の安全性、機能性に問題が生じており、総合センターに関しては、地盤沈下等の敷地に関する問題もあり、別の敷地への移転が必要な状況である。

以上の状況を踏まえ、本業務は、本町の総合センター、高齢者福祉センター等を集約した新たな複合施設の位置、機能、役割、規模、事業手法等に関する考え方について整理し、広く住民の意見等を取り入れながら、本町に相応しい複合施設の建設方針としての基本構想・基本計画を策定するため、その調査・検討等の支援を行うことを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 日 () まで

4. 業務の内容

(1) 各種条件の整理

基本構想及び基本計画策定にあたって、町総合振興計画をはじめとする各種計画や、今後の町の動向、本町に類似した先進地の事例などを踏まえ、新たな複合施設のあり方について各種条件を整理する。

(2) 既存施設の現状の把握

総合センターや高齢者福祉センター等の現状を把握し、新たな複合施設建設の必要性について整理する。

(3) 施設の立地場所の検討

新たな複合施設の立地場所について、敷地の条件、確保の可能性、町内における利便性、周辺施設等との関係性、町内・近隣市町の類似機能を有する施設との位置関係等から、複数の建設候補地を抽出、比較検討し、どこに建設することが望ましいかについて評価を行う。

また、新たな複合施設の立地場所を決定した上で、必要となる関係官公署との協議、各種手続き、その他事務について整理する。

(4) 基本構想の作成

(1) ～ (3) を踏まえ、新たな複合施設の役割、基本的な方向性、必要とされる機能、活用可能な財源、適切な事業手法、事業スケジュールの検討等について検討し、基本構想としてとりまとめる。

(5) 基本計画の作成

(4) を踏まえ、新たな複合施設に配置する機能を整理し、そのために必要な面積の算定を行った上で、施設の規模、階数、構造等について検討を行う。検討にあたっては、町内各地域に立地する既存の施設との機能分担も踏まえ、必要面積が抑制できるよう配慮する。

また、立地場所周辺の環境、景観への配慮、工法等を踏まえた複合施設の建築計画、駐車・駐輪スペース、バス、タクシー等の駐車スペースを含む配置計画（内部、外部）について複数パターンを提示し、メリット・デメリットを整理する。

これらをもとに、概算事業費や算出を行い、基本計画としてとりまとめる。

(6) 住民意向の把握

①住民アンケートの実施支援

新たな複合施設に対する住民の意向を広く把握するため、町内全世帯を対象としたアンケート調査を実施、分析する。

②住民ワークショップの実施支援

新たな複合施設の建設に向けて住民の意向を把握するワークショップを2回程度実施する。参加者の公募を行うとともに、既存施設を利用する団体・グループや町内各地域のまちづくり関係の組織などにも参加を要請し、様々な立場からの意見を聴取することを想定する。

③住民説明会の実施支援

新たな複合施設の立地場所及び方向性の決定時、基本構想、基本計画案の作成時の2回程度の実施を想定している住民説明会で使用する資料の作成を支援する。

④パブリックコメントの実施支援

基本構想、基本計画案について広く住民の意見を募るパブリックコメントの実施を支援する。

(7) 庁内の合意形成支援

新たな複合施設の建設に向けた庁内の検討組織における協議のための資料や議会説明に係る資料の作成を支援する。

(8) 検討委員会の実施支援

基本構想、基本計画に関する意見を聴取するため、外部有識者や各種団体の代表、公募住民など18人以内で構成する検討委員会（8回想定）を実施する。会議に際しては、資料作成や議事録のとりまとめの支援を行う。

(9) 打合せ協議

業務開始時、中間、業務完了時に加え、必要に応じて適宜打合せを行う。

(10) 業務報告書の作成

(1) ～ (9) を踏まえ、業務報告書としてとりまとめる。

5. 成果品

以下を最終成果品として作成する。

ア. 基本構想・基本計画	100部 (A4、カラー、100ページ程度)
イ. 概要版	100部 (A4、カラー、8ページ程度)
ウ. 業務報告書	1部 (ファイル綴じ)
エ. ア～ウの電子データ	一式

東串良町複合施設建設検討委員会設置条例

(設置)

第1条 東串良町の複合施設建設計画の策定に当たり、町民等の幅広い意見を反映させるため、東串良町複合施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、町長に答申するものとする。

- (1) 複合施設建設の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他複合施設建設に必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内の公共的団体から推薦された者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、過半数の委員の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、会議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以降、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年東串良町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「

50 上記に掲げるもの以外の非常勤職員	〃	5,200円	〃
---------------------	---	--------	---

」を「

50 東串良町複合施設建設検討委員会委員（識見委員）	〃	20,000円	〃
51 東串良町複合施設建設検討委員会委員長及び委員	〃	5,200円	〃
52 上記に掲げるもの以外の非常勤職員	〃	5,200円	〃

」に改める。

(この条例の失効)

4 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。